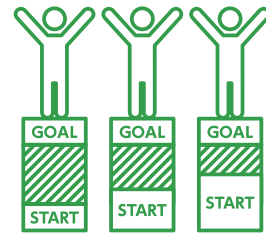


VISION PAPER

ビジョンペーパー

家庭格差



SIIFが挑む、 家庭格差領域のシステムチェンジと未来

住まいを起点とした
「気づき、つながるコミュニティ」をいかにつくるか

目次

背景・目的	P03
家庭格差領域の課題仮説の整理	P04
SIIFが目指す未来	P11

家庭格差領域の課題仮説の整理

SIIFが対象とする「家庭格差」とは、生まれた家庭の状況によって子育て家庭を取り巻く環境に違いが生じ、それが子どもの「人生をどこまで自分で選べるか」という自己決定の幅に格差をもたらしてしまっている状態を指しています。ここでいう「家庭を取り巻く環境の違い」とは、経済・生活基盤や社会的なつながり、家庭内の心身のコンディションなど多面的な要因が複層的に絡み合うものであり、一つの要因だけで生まれる格差ではありません。また、核家族化^{*1}や共働き家庭の増加^{*2}といった社会変化がこの状況を加速させています。そして、そのような状態に陥ってしまう子育て家庭に共通し、課題解決に向けた鍵となる問題が「孤立」状態であると考えています。

SIIFが取り組む「システムチェンジ」とは、社会・環境といった大きなシステムのなかで構造的に生まれた複雑な課題の解決を意図して、特定したシステムの機能や構造を変えることを指しています。そのため、本テーマの活動においては、課題の根治に資するレバレッジポイント（大きな変化を起こす「てこ」の力点）^{*3}を見定めるべく、子どもの成育に大きな影響を与える「保護者（＝家庭）の状態の改善」を対象としています。保護者つまりは家庭を支える存在の経済的・社会的・心理的状況が、どのようにして孤立する状態に至ってしまうのか、その状態を紐解きます。

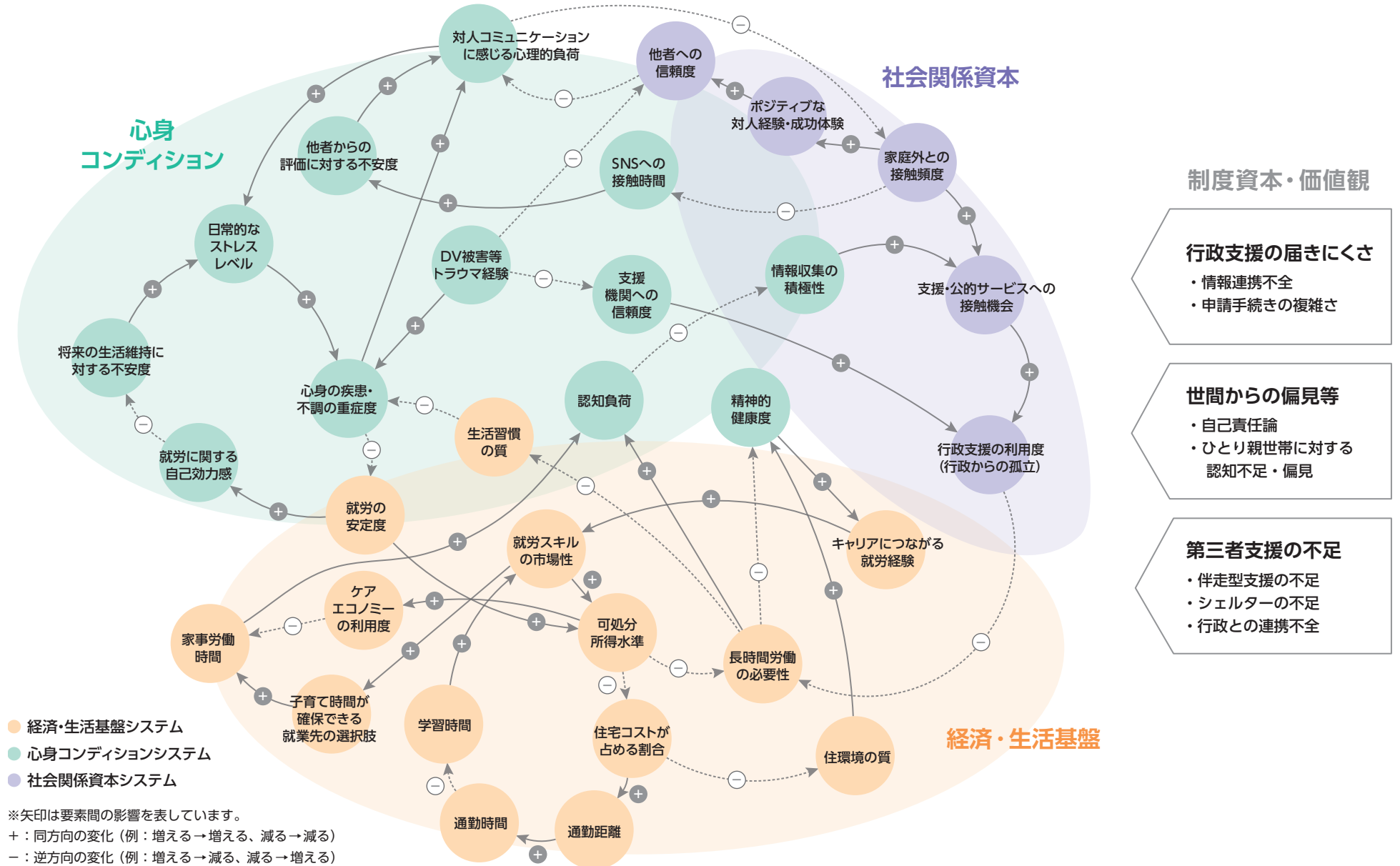
課題構造マップ：困難を抱える子育て家庭の課題構造とは

なぜ困難を抱える子育て家庭は自力で状況を改善することが難しく、孤立を深めていくのか——その全体像を可視化するために、SIIFは「課題構造マップ」を作成しました。このマップを作成するなかで、子育て家庭の困難な状況は単一の原因で起きているのではなく、複数の要素が絡み合いながら、悪循環が形成されていることと認識しています。

課題構造マップでは、子育て家庭が抱える複雑な状況を「①経済・生活基盤（オレンジ）」「②心身コンディション（緑）」「③社会関係資本（紫）」の3つのサブシステムに分類し、それらがどう影響を与え合っているかを可視化しています。各要素はいずれかのサブシステムに属しながらも、他のサブシステムの要素とも結びついています。この「サブシステムをまたぐ連鎖」が、困難を構造的に固定化させる主な要因です。

また、この3つの課題構造は子育て家庭の内側だけに閉じているわけではありません。子育て家庭の外側には、行政支援の届きにくさ、世間からの偏見、第三者支援の不足といった制度・社会的な要因が存在しています。これらは困難を抱える子育て家庭が自力で状況を変えようとする動きを外側から阻んでしまっています。

子育て家庭の課題構造マップ



3つのサブシステムをつなぐ負の連鎖

子育て家庭の困難な状況は、「収入が低い」といった単一の要因によって起きているのではなく、3つのサブシステム間の「負の連鎖」によって引き起こされているといえます。例えば、以下のような連鎖が見て取れます。

経済・生活基盤から心身コンディション・社会関係資本への波及

不足する所得を補うための長時間にわたる労働は、保護者から「時間的余裕」を奪い、生活の質の低下や認知負荷の増大（一度に処理できる情報・判断の量が限界を超え、精神的余裕が失われる状態）を招くことで、心身のコンディションの悪化につながってしまいます。また同時に、時間的余裕の喪失は地域や他者とのつながりを維持する余力も奪っていきます。

心身コンディションから社会関係資本への波及

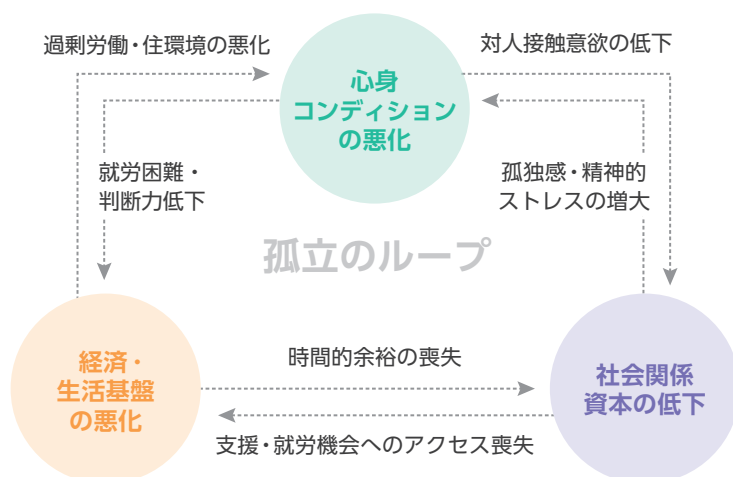
心身の疲弊はコミュニケーションに対する負担感を増大させ、外部社会や行政等の支援とのつながりを遠ざけることで、やがて孤立へと至ります。

心身・社会関係資本の悪化が他の領域へ与える影響

心身の不調やトラウマ（人間関係や支援を受ける際に直面したトラブル等）は、就労が困難な状態や判断力が低下するような状態に本人を陥らせてしまう可能性もあり、経済的困窮をさらに深めます。また、社会関係資本が低下した状態は情報・支援・就労機会へのアクセスを失わせてしまい、心身・経済の双方にさらなる悪影響を及ぼします。

これらの複雑な相互作用を俯瞰したとき、その骨格となる流れが見えてきます。——「経済的な困窮が長時間労働を生み、それが心身を削る。心身の疲弊が他者への関わりを遠ざけ、社会から孤立する。そして孤立が、情報・支援・就労機会へのアクセスを奪い、さらなる経済的困窮を招く」—— SIFはこの流れを、3つのサブシステムを貫く悪循環の骨格と捉えています。この連鎖は一度動き始めると、自力では抜け出すことが難しい構造になっています。

3つの課題システムの相互連鎖



困難を抱える子育て家庭の現状

課題構造の流れ（経済 → 心身 → 社会関係資本）を踏まえたうえで、ここからはその各段階において具体的に何が起きているのかを3つの側面から見ていきます。

1 就労しても抜け出せない経済的困窮

困難を抱える子育て家庭の多くの親は、すでに懸命に働いています。しかし、それでも経済的に厳しい状況から抜け出せないでいます。

例えば、日本では、母子世帯の母親の就業率は約9割と非常に高い水準にあります。^{*4} しかし、その約半数が相対的貧困（可処分所得が中央値の50%未満）に該当する経済的困窮の状態に置かれており、就業率の高さと経済的困窮が並立しています。この貧困率はOECD加盟国の中でも高水準にあり^{*5}（OECD平均31.9%に対し日本は44.5%）、就労しているにもかかわらず貧困から抜け出せない構造的な困難さが見て取れます。就業形態に目を向けると、正規雇用で働く場合の平均年収と非正規雇用の場合の年収の間には2倍以上の開きがあります。^{*6} 子育てとの両立が難しい正規雇用を選べず、非正規やパートタイムを選ばざるを得ない状況が、経済的困窮の直接的な要因のひとつになっていると考えられます。^{*7}

さらに、こうした非正規やパートタイムによる就労が続くと、就労スキルの向上機会も失われ、より安定した雇用へ移ることが難しくなるという構造的な問題が生まれているといえます。

母親の就業形態と年間収入の構成割合^{*8}

現在就業している母の地位別年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成28年 総数	(100.0)	(17.0)	(37.9)	(23.6)	(11.5)	(9.9)	214万円
正規の職員・従業員	(100.0)	(3.9)	(21.9)	(31.4)	(21.5)	(21.3)	305万円
パート・アルバイト等	(100.0)	(30.1)	(52.9)	(14.3)	(2.4)	(0.4)	133万円
令和3年 総数	837,253 (100.0)	114,584 (13.7)	247,135 (29.5)	218,457 (26.1)	119,806 (14.3)	137,270 (16.4)	254万円
正規の職員・従業員	413,413 (100.0)	10,465 (2.5)	52,739 (12.8)	125,917 (30.5)	100,804 (24.4)	123,489 (29.9)	344万円
パート・アルバイト等	322,038 (100.0)	81,868 (25.4)	159,504 (49.5)	66,113 (20.5)	10,040 (3.1)	4,514 (1.4)	150万円

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 不詳を除いた値である。

2 経済的困窮が生む心身への圧力

経済的困窮の要因は複数あります。育児との両立による就業形態の制約やスキルアップ機会の喪失など、前節で見たようにその構造は複合的です。日々の生活において、可処分所得や時間的・精神的な余裕に直接的な影響を与えるものとして固定費の存在があげられます。なかでも家計に占める割合が大きい「住宅コスト」は、課題が心身へと波及していく経路を理解するうえで特に重要な要素です。住居費は毎月必ず発生する固定支出であり、家計を継続的に圧迫する性質を持っているためです。^{*9}

可処分所得に限られる子育て家庭にとって、「収入が低いほど収入全体に占める住宅費の割合が高い」という関係があります。^{*10} この構造のもとでは、住宅費を抑えるために住環境を犠牲にするか、住環境を求めするために郊外の安い物件に移り住むかという選択を迫られます。いずれの選択を取った場合にも、子育て家庭の困難をさらに深めます。

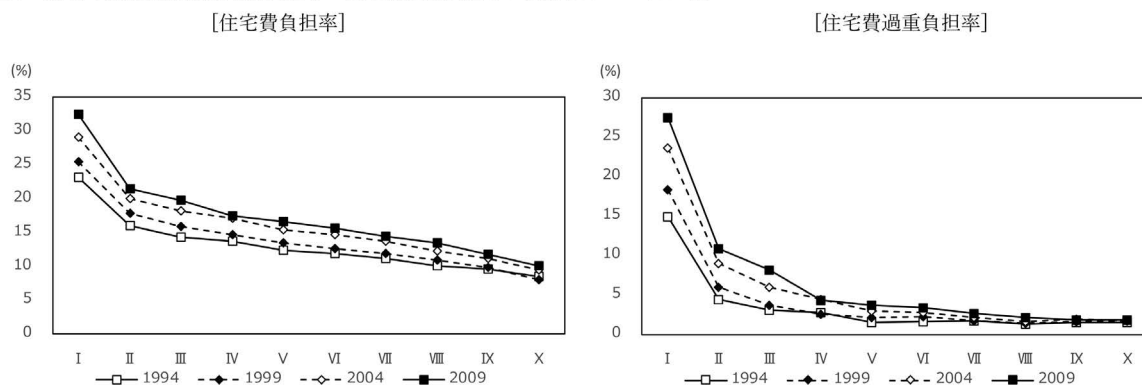
住環境を犠牲にした場合、そこに住む人の心身に直接影響が及びます。住空間の広さや天井の高さなどの居住条件が精神的な健康と関係していることが、研究によって示されています。^{*11} また、家賃を抑えるために都市中心部から離れた地域に住むことを選択した場合には、通勤時間が増加し、就労・育児・家事に加えてさらに生活全体の時間的余裕が奪われます。ひとり親世帯では、必要な活動に使える時間が慢性的に不足する「時間貧困」の状態に陥りやすく、こうした時間貧困と所得貧困が同時に生じやすいことが指摘されています。^{*12}

こうした住環境の質の低下や時間的余裕の喪失は、それぞれが心身に圧力をかけ、両者が重なる場合にはその負荷はさらに大きくなります。こうした複数の状況が日常的に積み重なることで、心身の疲弊はより深まっていくと考えられます。

所得階級別の住居費負担率と過重負担の経年比較^{*13}

IPSS Working Paper Series (J) No.31

図5 所得十分位階級別住宅費負担率・住宅費過重負担率の推移(1994～2009年)



注：所得階級は、世帯の等価可処分所得から作成している。

出所：Watanabe and Tanaka(2020)。

注：住宅費過剰負担率：住宅費が40%以上の割合。

注：所得10分位(じゅうぶんい)階級：全世界帯を所得の低い順に並べ、第I・十分位から第X・十分位まで世帯数が等しくなるように10等分したグループ

3 心身の疲弊が断ち切るつながり

こうした状態が続くなかで失われていくのは、社会とのつながりを維持する余力です。

長時間の就労と家事・育児をひとりでこなすシングルマザーは、精神的な余裕が少なくなりがちです。^{*14} 心身の健康状態が思わしくない人ほど孤独感が高い傾向にあり、他者と気軽に話せる関係を持ちにくくなります。^{*15} 地域の活動や支援窓口へ足を向けることの心理的ハードルが高いことを示す調査もあり^{*16}、こうした状況が重なることで支援から遠のきやすくなると考えられます。

こうした状況を反映するように、母子世帯の約2割は相談相手がいないと回答しており、そのうち半数以上は「相談相手が欲しい」と感じています。^{*17} また、相談相手がいる場合でも、相談先は親族や知人・隣人が大半を占め、公的機関に相談している割合はわずか1.4%にとどまっています。^{*18} 支援を必要としながらも、支援の網の目に届かないひとり親が少なくないことがうかがえます。

ひとり親世帯における相談相手の有無^{*17}

(3) 相談相手について

- ア 「相談相手あり」と回答した割合は、母子世帯では 78.1 %、父子世帯では 54.8 %となっている。
- イ 相談相手についてみると、母子世帯、父子世帯ともに「親族」が最も多い。

相談相手の有無^{*18}

	総 数	相談相手あり	相談相手なし	相談相手の有無	
				相談相手が欲しい	相談相手は必要ない
母子世帯 平成 28 年	(100.0)	(80.0)	(20.0) (100.0)	(60.2)	(39.8)
令和 3 年	1,154,963 (100.0)	901,452 (78.1)	253,511 (21.9) 100.0	147,380 58.1	106,131 41.9
父子世帯 平成 28 年	(100.0)	(55.7)	(44.3) (100.0)	(54.1)	(45.9)
令和 3 年	140,985 (100.0)	77,324 (54.8)	63,661 (45.2) (100.0)	30,583 (48.0)	33,078 (52.0)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

母子世帯の相談相手の内訳^{*18}母子世帯の相談相手の内訳（最も相談している相談先）^{*18}

	総数	親族	知人・隣人	母子・父子 自立支援 員等	母子・父子 福祉団体	公的機関	NPO法 人	任意団体	その他
平成28年	(100.0)	(61.9)	(33.3)	(0.4)	(0.0)	(1.5)	(0.1)	(0.1)	(2.7)
令和3年	868,495 (100.0)	551,779 (63.5)	265,197 (30.5)	3,034 (0.3)	1,153 (0.1)	12,575 (1.4)	818 (0.1)	555 (0.1)	33,384 (3.8)

注：1) 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

注：3) 前回調査の「公的機関」とは、母子福祉センター、福祉事務所（母子自立支援員）等である。

注：4) 今回調査の「公的機関」とは、母子・父子福祉センター、福祉事務所等である。

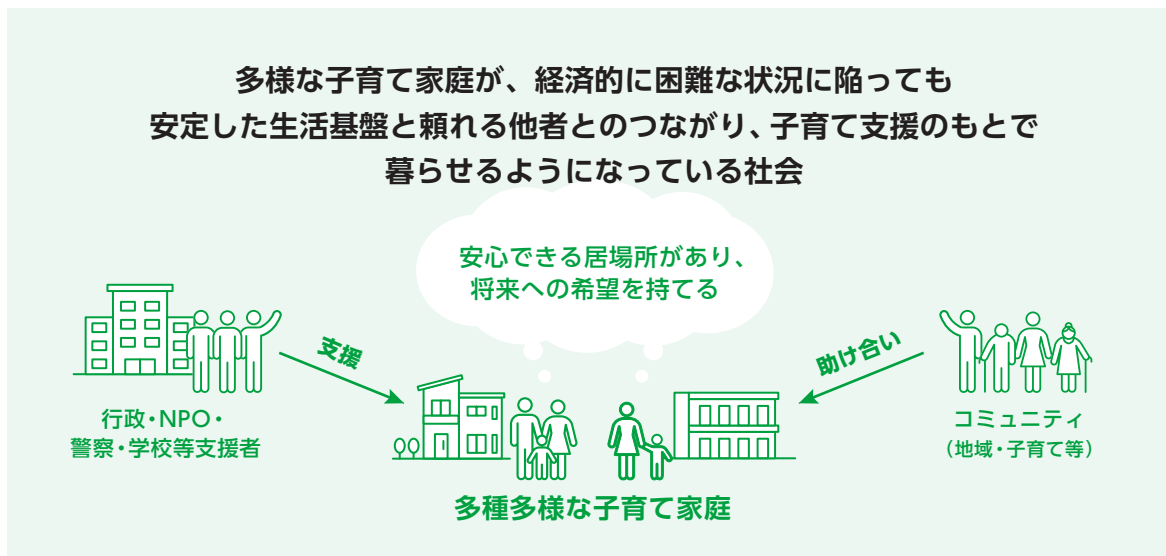
※ 以下同じ。

ここまで、経済・生活基盤の悪化が心身を疲弊させ、心身の疲弊が社会関係資本を失わせるという流れを3つの段階に分けて見てきました。SIIFはこの一方向の連鎖を、困難な状況を深める悪循環の骨格と捉えています。さらにSIIFは、この関係が逆方向にも作用すると考えます。社会関係資本の喪失は支援・情報・就労機会へのアクセスを奪い経済をさらに悪化させ、心身の不調は就労困難を招きさらなる経済的困窮につながる——そうした相互強化の構造が、困難な状況にあるひとり親家庭を追い詰めていると見ています。

SIIFでは、これら3つのサブシステムが互いに原因と結果になりながら絡み合い、ループを形成していると考えています。こうした循環は、個別の要素をひとつ改善するだけでは連鎖全体を断ち切ることが難しいと考えられます。どこかを改善しても、他の部分からの影響が元に戻そうとする力が働くためです。だからこそ、この構造そのものに働きかけるレバレッジポイントへの介入が重要だと考えます。

SIIFが目指す未来

ビジョン



SIIFは家庭格差領域における活動のビジョンとして、ターゲットを子育て家庭として設定し、「多様な子育て家庭が、経済的に困難な状況に陥っても安定した生活基盤と頼れる他者とのつながり、子育て支援のもとで暮らせるようになっている社会」の実現を掲げ、今後活動に取り組んでいこうと考えています。経済的困窮状態に陥ってしまっている家庭においても、こどもが家族や他者とのつながり等を通じて自己肯定感を持ち、安心した環境や支援の中で成長していくことで自身が望む将来へ進んでいくことができるよう、彼らが育つ家庭の課題の解決に取り組むことがビジョンの実現につながると考え、以下のようなToCを描きました。

Theory of Change (ToC)

私たちは「多様な子育て家庭が、経済的に困難な状況に陥っても安定した生活基盤と頼れる他者とのつながり、子育て支援のもとで暮らせるようになっている社会」の実現に向けては、家庭を支える保護者（親など）の支援が重要と考えています。確かに、教育や進学支援は重要です。しかし、それらが十分に機能するかどうかは、こどもが日々を過ごす家庭環境に大きく左右されます。日々の生活が不安定なままでは、教育も支援も十分に機能しません。つまり、こどもへの支援だけでは変化は起きにくいという現実があります。

私たちはこどもが希望をもって成長するためには、保護者を中心とした“家庭の環境”への働きかけこそが、持続的な変化を生むレバレッジポイントであると考えました。もちろん、家庭の状況は多様であり、教育や進学支援が有効なケースもありますが、より根本的な変化を起こすために、あえて「子育て家庭そのもの」を対象としました。

また、支援の必要性は特定の属性に限られるものではありません。シングルマザーや非正規労働者といった課題に加え、一定の収入がある家庭であっても、子育てに十分な余裕がないケースは少なくありません。どの家庭も状況次第で困難に直面し得るという前提に立ち、私たちはより広く子育て家庭を捉えていきたいと考えます。

詳細は後述しますが、課題構造の分析を踏まえて、「子育てに十分な住宅環境」と「安心できる居場所」がレバレッジポイントであると仮説をおきました。そのためには、子育て家庭が経済的・心身的に負担の低い環境で住まうことのできるような「アフォーダブルハウジングの拡充」と「気づき、つながるコミュニティの広がり」に資する活動を多様なステークホルダーと進めていくことで、子育て家庭の環境改善を後押しすることで、ビジョン（スーパーゴール）の達成を目指します。

SIIFの家庭格差領域チームが描くセオリーオブチェンジ (ToC)



課題に直面し得る子育て家庭のイメージ

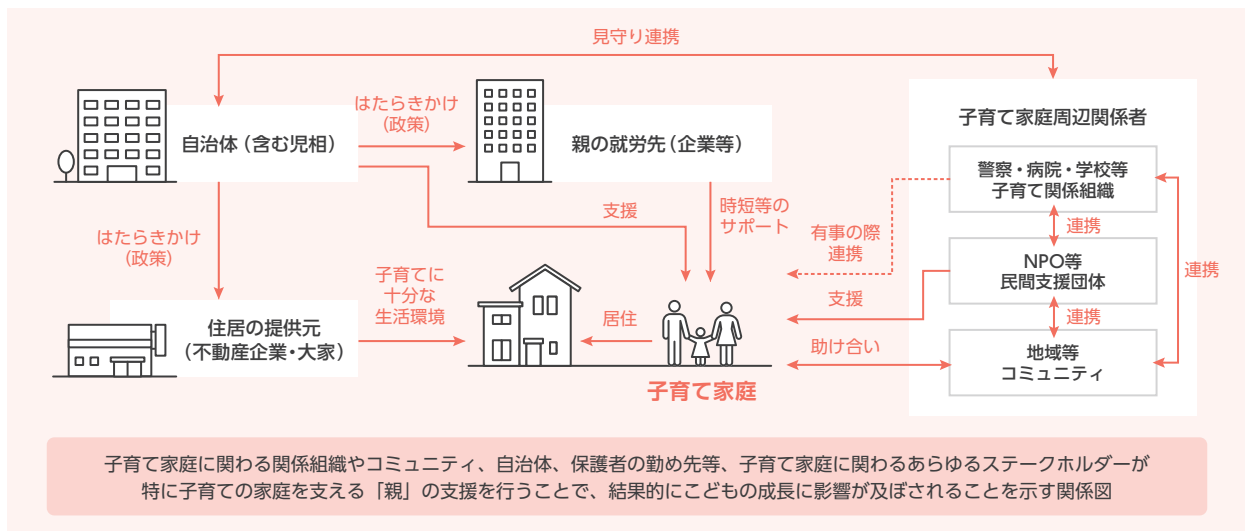
分類*	共働き (低中所得)	シングルマザー	シングルファザー
雇用形態	正規または非正規 例：エッセンシャルワーカー	非正規 (比較的多い) 例：パート	正規 例：会社員
世帯収入	職種上年収が低く世帯収入が低いケースも	父子家庭よりも年収は平均で少ない (非正規雇用率が元々女性が高い)	元々正社員雇用の場合においても家庭を理由に時間調整などをしており、経済的余裕は低い
労働時間	労働時間が長い職種であったり、複数の職についている	複数の仕事に就いていたり、家庭優先で限られた時間で働く	一般的な正社員と同じ労働時間を求められがち
子育ての状況	労働時間による拘束や生活コストの負担から十分な余裕はない	労働時間の関係上、余裕はない	慣れない家事や子育ての負担が大きい
職場からの支援	職種によっては支援が得られづらい	就労スキル・機会の偏りから負のループを抜け出しづらい	女性よりも時短勤務しづらい等の偏見のハードルがある
その他	「共働き」のモデルが確立していないため、各自が自力で頑張るしかない	母子家庭＝貧困の認知度・偏見が高い	子育てを理由に時短等にすると「男性の癖に…」と言われることがある

*あくまで住宅の支援が必要な家庭イメージ

介入するレバレッジポイント

ビジョンの達成に向けて、SIIFは「子育てに十分な住宅環境」と「安心できる居場所とつながり」がレバレッジポイントではないかと仮説を立てました。子育て家庭が、日々を安心して過ごせる・子育てを行える環境として、心理的安全性や最低限のパーソナルスペースが確保された物理的な家があること、子育てを孤独・精神的に余裕のない状態ではなく、周囲の人々と共に助け合える・頼り合える関係性があることが重要と考え、これらのレバレッジポイントへ着目するに至りました。上述の課題構造システムとの関係でいうと、「家庭の経済・生活基盤」においては、定常的な支出である家賃への負担軽減やより賃金の高い (当該家庭を支えるために十分な賃金) 環境にアクセスできるといった効果が考えられます。また、そのような住宅環境の変化は、保護者及びこどもの「心身コンディション」にも、心理的安全性や家庭内の関係性・コミュニケーションの改善ひいては家庭外の方々と関係を持つ時間や心理的状態の改善につながることから、「社会的関係資本」の維持にもつながると考えています。以上のことから、3つの課題構造システムにおいて、この2つのレバレッジポイントへの介入が課題構造の変革——つまりシステムチェンジを引き起こすのではないかと期待しています。

子育て家庭を取り巻くステークホルダー



子育てに十分な住宅環境を提供するための取組

「子育てに十分な住宅環境」については、先述の課題構造にもあるように、定常的な支出である住宅の家賃は、その家族の明日の生活を思い悩ませる一つの要因にもなり得ます。家庭を支える保護者が日々の支出に負担を感じることでありますが、そのような保護者や家庭の状況は子どもにも伝わるものです。また、適切性を欠く住宅環境であれば、親も子どもも精神的な不安や余裕がない状態になり、家庭内不和や子ども心理的な成長にも影響が出る可能性もあるかもしれません。劣悪な環境とは、住宅の施設自体の老朽化具合や十分でない広さといった状態だけではなく、治安といった周辺的环境も含まれます。そのため、「子育て家庭が住まう物理的な住宅に安心できる状態」とは、日々の経済的な支出への不安が抑えられていることや、安心して家族が過ごせる空間があること等が重要と考えられます。

別添のリサーチペーパーの通り、国内では、従来の公営住宅だけではなく、子育て世帯を含めた住宅要配慮者への住宅支援制度となる住宅セーフティネット法により家賃の低廉化等に係る補助金も提供される等、住まう環境に課題を感じている層への支援が広がっています。一方、公営住宅の老朽化や都心部での公営住宅の倍率の高さ、補助金を受けて提供される賃貸物件（公営住宅以外）の少なさを踏まえると、まだその支援の拡充の余地はあるといえるのではないのでしょうか。そのような余地において、民間への期待は今後も高まっていくと考えられます。

一方、民間が事業に取り組むためには、当然ながら収益を得られなければ事業が成り立ちません。そのため、住宅提供と社会課題解決を図る取組においては、複数の不動産物件を保有して一部のみ家賃を下げ提供するパターンや、空き家物件をリノベーションして活用するパターンといった事業者による創意工夫が見られます。また金融機関においては、昨今のインパクト投資への注目もあり、財務的リターンだけではなく、そういった住宅提供の取組を行うことが将来的な地域の未来や空き家等の有効活用といった観点における社会的リターンへ寄与することへの期待感から投融資を行うケースも出てきております。


家賃の低廉化によって発生する本来得られる収益（家賃）を直接補助金で補填することも手ではありますが、持続的な事業の実施という観点に立った際に、社会的リターンを加味した事業への評価の向上が重要となります。既に国内外においてアフォードブルハウジングや住宅を活用した課題解決の事業における社会的リターン（社会的価値）も可視化が図られていますが、国内ではまだそれらの活動は福祉的・ボランティア的な活動に見られがちのように思います。今後の人口減少や空き家の増加等の社会的な課題を考慮すると、今後においてはそれらの社会的リターンも加味した活動に対する不動産投資や大家からの物件提供が進んでいくことが今後期待されます。そのためには、全体の収益構造が成り立つ前の事業立ち上げ期における税制優遇や、貸し手側のリスクを減らす支援を増やすことも必要なかもしれません。

安心できる居場所をつくる取組

後者の「安心できる居場所」とは、子育て家庭が頼りにすることのできる存在が身近に存在し、安心して日々を過ごせる環境を指します。具体的には、子育て家庭に資金等の面で公助を行う公的組織と、共助を行う支援組織等の集まりや仕組み、互助を行う地域等のコミュニティが相互に連携し合う「気づき、つながるコミュニティ」が必要ではないかと考えています。「気づき、つながるコミュニティ」とは、子育て家庭が問題を抱えるとき等に、その状況に気づいた存在が必要な組織等に働きかける（報告内容等の情報連携や人同士の連携）ことで、子育て家庭が支援へ行きつく関係性を指します。

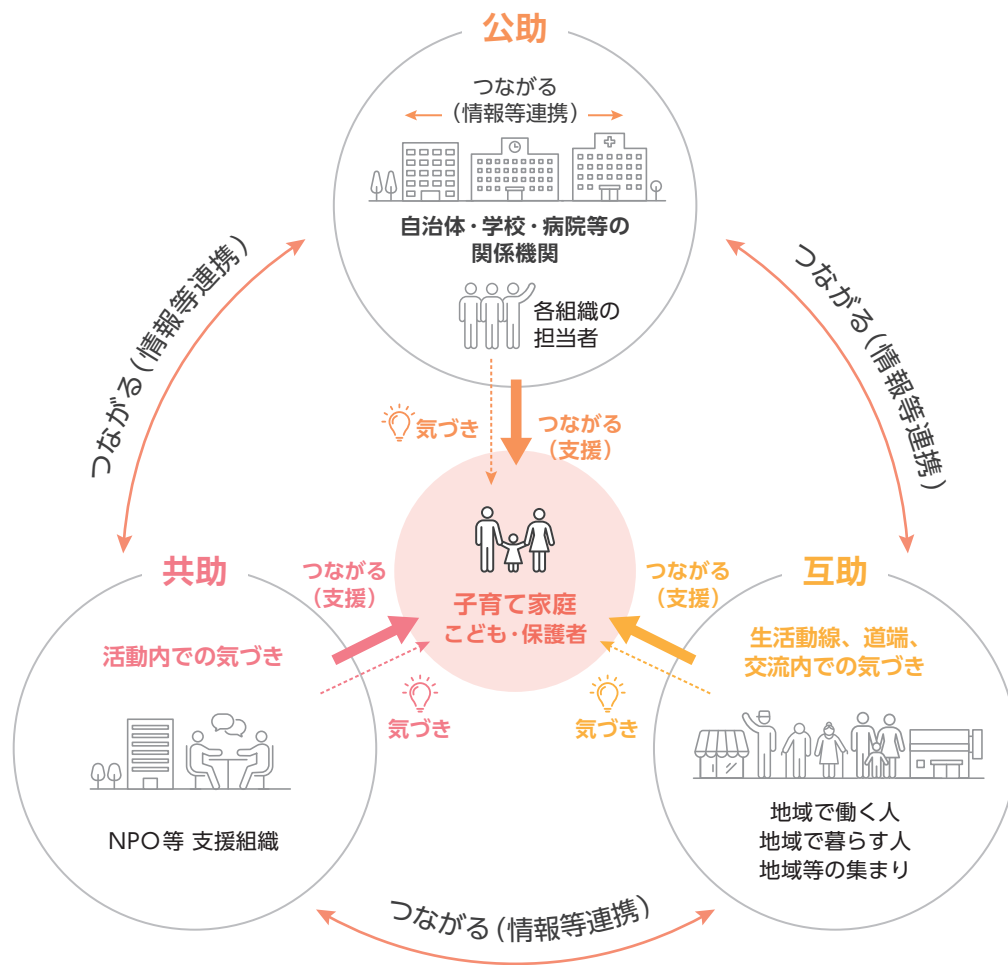
もちろん現在においても、行政の窓口と支援活動を行うNPO法人や居住支援法人が連携しているケースはありますが、個別に連携する粒度感での対応はまだ難しい局面もあるのではと推察しています。住宅に困った方には居住支援法人の一覧が渡され、実際に住宅の獲得にありつけたかどうかは分からないまま、困窮して余裕のない当事者任せになってしまうケースもあるようです。虐待のような重篤なケースになると児童相談所の管轄になりますが、その手前で家庭の生計が困難を抱えている場合や子どもが辛い状態にある場合において、身近で「気づいた」方からの情報共有を受け止める受け皿及び気軽にそのような情報共有を行える環境・ツールがあることで、対応に「つながる」ことが出来るのではないのでしょうか。（例えば地域住民も活用できるシステム等を介して、地域住民が気づいた事象を報告できる状態等）一方、この点については、多様化する家庭像の中でどのようなコミュニティが理想であるのかは模索が必要であることから、今後子育て家庭に関わる様々なステークホルダーと協議・検討を行いたいと考えています。

「気づき、つながるコミュニティ」とは ①

分類		子育て家庭の状態
自助	自分で守る	家庭の状況に適した生活（衣食住）を自身の力で保つ
	公助	国等に守られる 行政から、親の就労支援等の家庭環境、子育てに係る助成等の子育て環境の支援を受ける
	共助	専門支援組織等に守られる NPOやボランティアから、こどもの一時預かりや子ども食堂等の支援を受ける（生活支援法人や保険、企業等による支援もこちらに含む）
	互助	周囲等と共に助け合う（自発的） 地域や子育て等の同じ立場・趣向にある人々の集まりから、日々の交流や緊急時等の対応時に相互に助け合う

→ 組織・コミュニティ間の連携が重要（見守り連携）

「気づき、つながるコミュニティ」とは ②



SIIFが取り組むアクション

SIIFは今後、上記の2つのレバレッジポイントに対して財団法人として行えるアクションを検討していきます。そのためには、まずは協働パートナーである民間企業（株式会社AiCAN、株式会社LiveQuality大家さん）や行政、NPO等非営利組織のように、日々子育て家庭と関わっている現場の方々と協議を重ねて参ります。加えて、2つのレバレッジポイントへの介入に向けて重要なステークホルダーの横連携に資する協議会等の場づくりや、現場からの声を踏まえて必要であれば政策提言・現場の状況に関する普及啓発といった活動が第一歩になるかと思います。また、このような課題及び解決方法は、地域の特性によって異なると考えられることから、複数の地域における事例の構築を進めることも重要と思われます。アフォーダブルハウジングのような、経済的・社会的に困窮する子育て家庭へのアプローチを進める地域で官民連携を進め、他地域の参考になるような端緒を構築していけたらと思います。

多層化・輻輳化する子育て家庭の課題は、単独で解決できるものではなく、多様な主体が関わることで初めて前進していくものだとは捉えています。そのため、課題解決の方法や担い手も固定的に定義されるものではありません。

SIIFも主体的に取り組むを進めていきますが、本ペーパーや今後の活動が、皆さまとともに変化を生み出していく起点となることを願っています。

以上

脚注 ※すべて2026年3月25日に閲覧

- ※1 厚生労働省『2024（令和6）年 国民生活基礎調査の概況』（2024年）7頁
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa24/dl/10.pdf>
- ※2 厚生労働省『令和5年版 厚生労働白書』図表1-1-3「共働き等世帯数の年次推移」（2023年）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/22/backdata/02-01-01-03.html>
- ※3 公益財団法人 社会変革推進財団（SIIF）（旧・一般財団法人 社会変革推進財団）
「ジェンダーギャップ、教育…見えてきた「地域活性化」のレバレッジ・ポイント辺境から変化の兆しが生まれる」（2023年1月20日）
https://note.com/siif_pr/n/n7be30c17b82b
- ※4 こども家庭庁『令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要』（2023年）13頁
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf
- ※5 内閣府『令和6年版 男女共同参画白書』図表6-3「ひとり親世帯の貧困率の国際比較」（2024年）
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r06/zentai/pdf/r06_11.pdf
- ※6 こども家庭庁『全国ひとり親世帯等調査（令和3年度）』
統計表「第16表-(2)-1 現在就業している母の地位別年間就労収入の構成割合」（2023年）42頁
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf
- ※7 脇坂明「『非正規』から『正規』への移行」『学習院大学経済論集』第56巻第1・2合併号，2019年，pp.105-118.
https://www.gakushuin.ac.jp/univ/eco/gakkai/pdf_files/keizai_ronsyuu/contents/contents2019/5601/5601wakisaka/5601wakisaka.pdf
- ※8 脚注6に同じ
- ※9 国立社会保障・人口問題研究所「住宅費負担と貧困」ワーキングペーパーNo.31（2020年）5頁
https://www.ipss.go.jp/publication/j/WP/IPSS_WPJ31.pdf
- ※10 脚注9に同じ
- ※11 Shimatani, K. et al., "Relationship between living rooms with void spaces or partially high ceilings and psychological well-being: A cross-sectional study in Japan," Building and Environment, Vol.257, 2024. DOI: 10.1016/j.buildenv.2024.111596
- ※12 水野谷武志「乳幼児を持つ夫妻及び母子世帯の時間貧困」『統計学』第119号，pp.18-32，2020年9月
<https://toukeigaku.sakura.ne.jp/jp/Toukeigaku/journal/119toukeigaku/mizunoya119.pdf>
- ※13 国立社会保障・人口問題研究所「住宅費負担と貧困」ワーキングペーパーNo.31（2020年）12頁
https://www.ipss.go.jp/publication/j/WP/IPSS_WPJ31.pdf
- ※14 国立成育医療研究センター「一人で乳幼児を育てているシングルマザーの約9人に1人が「こころの不調」の可能性 ～社会から孤立しているため、積極的な支援が必要～」（2021年）
<https://www.ncchd.go.jp/press/2021/210324.html>
- ※15 内閣府「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和6年人々のつながりに関する基礎調査）」（2024年）
https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/zenkokuchousa/r6/pdf/tyosakekka_gaiyo.pdf
- ※16 三菱総合研究所「ひとり親家庭等への支援等に関する調査研究」（2024年）
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai_240426_02_08.pdf
- ※17 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」（2021年）95頁
https://warp.ndl.go.jp/web/20230405030946/www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147_00013.html
- ※18 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」（2021年）96頁
https://warp.ndl.go.jp/web/20230405030946/www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147_00013.html

ビジョンペーパー〈家庭格差〉

SIIFが挑む、家庭格差領域のシステムチェンジと未来

～住まいを起点とした「気づき、つながるコミュニティ」をいかに作るか～

発行元：公益財団法人 社会変革推進財団 発行：2026年4月



「ビジョンペーパー〈家庭格差〉 SIIFが挑む、家庭格差領域のシステムチェンジと未来」© 2026 by SIIF is licensed under CC BY 4.0.
To view a copy of this license, visit <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>